

社会福祉法人指導監査研修会

社会福祉連携推進法人制度に ついて

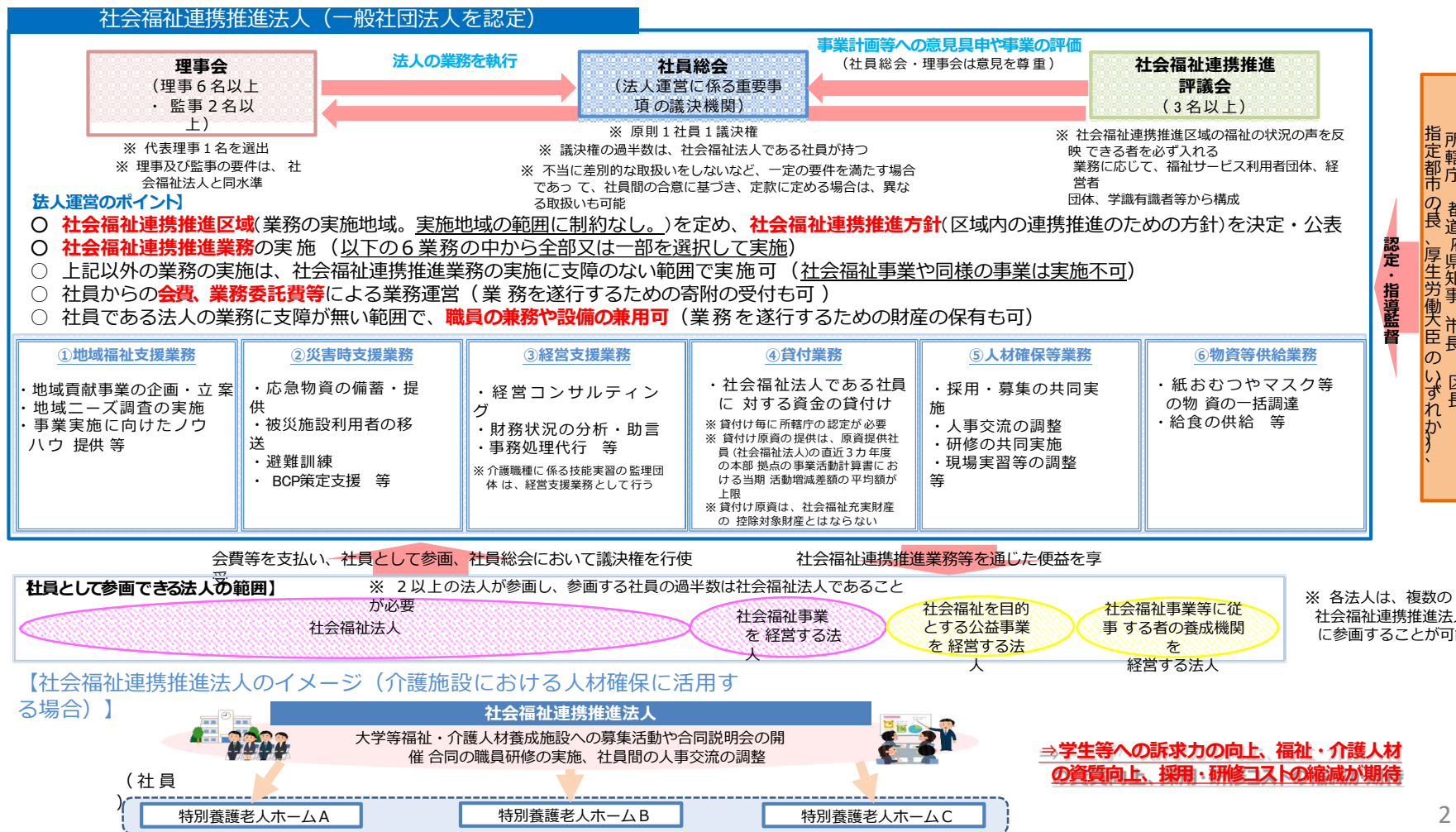
令和8年6月24日（水）



熊本県社会福祉課指導監査班

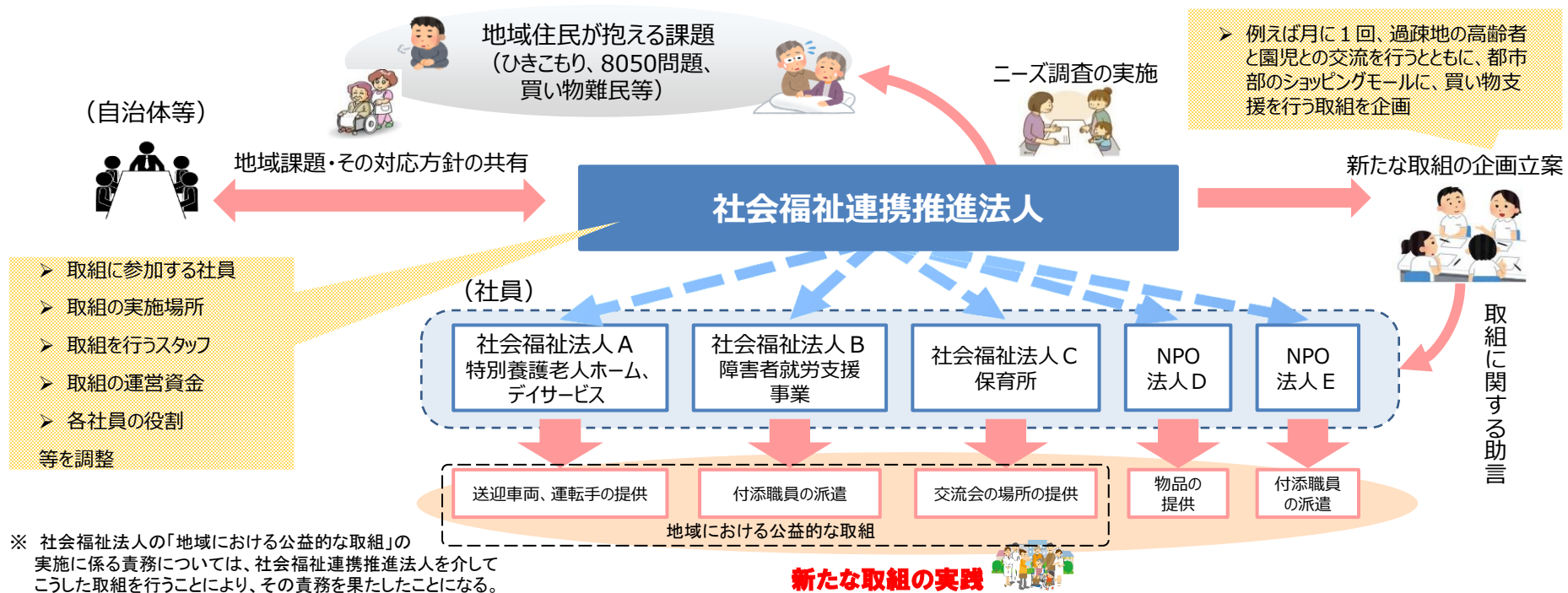
社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。



(参考) 地域福祉支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、
- ・ **地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施**
 - ・ **ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供**
 - ・ **取組の実施状況の把握・分析**
 - ・ **地域住民に対する取組の周知・広報**
 - ・ **社員が地域の他の機関と協働を図るための調整**
- 等の業務が該当する。



社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

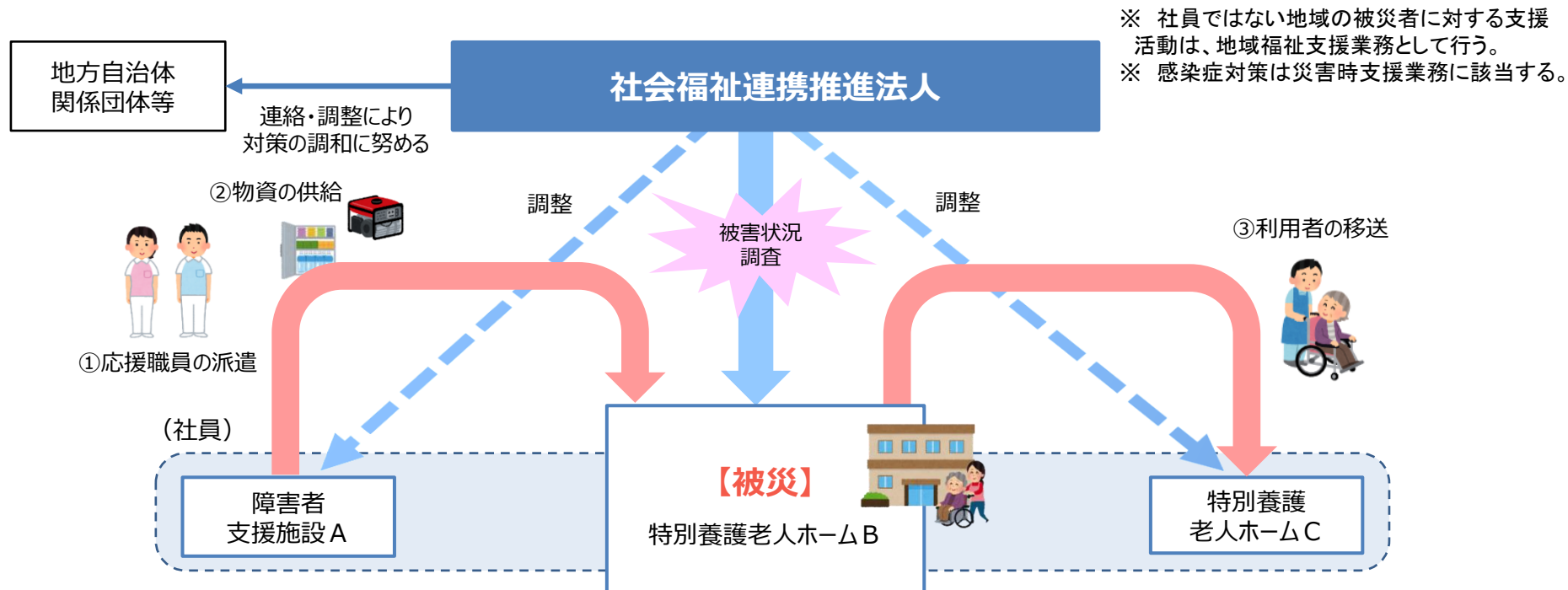
- ※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。
- ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
 - イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること
- ※ 上記に該当する場合であっても、社員である法人の経営に影響を及ぼすことのないよう、社会福祉連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しないものとする。

(参考) 災害時支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、

- ・ ニーズの事前把握
- ・ BCPの策定や避難訓練の実施
- ・ 被災施設に対する被害状況調査の実施
- ・ 被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設の利用者の他施設への移送の調整
- ・ 被災施設で不足する人材の応援派遣の調整
- ・ 地方自治体との連絡・調整

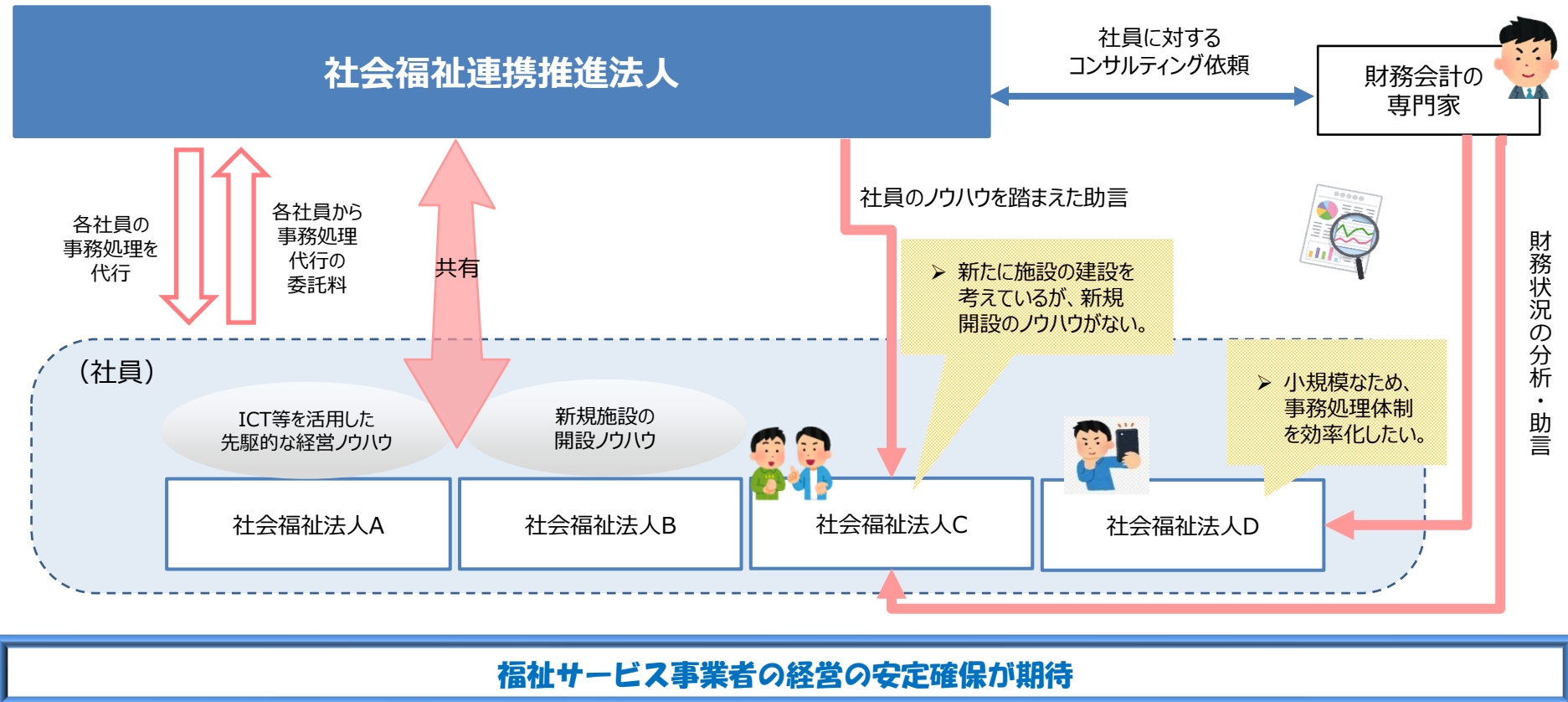
等の業務(※)が該当する。



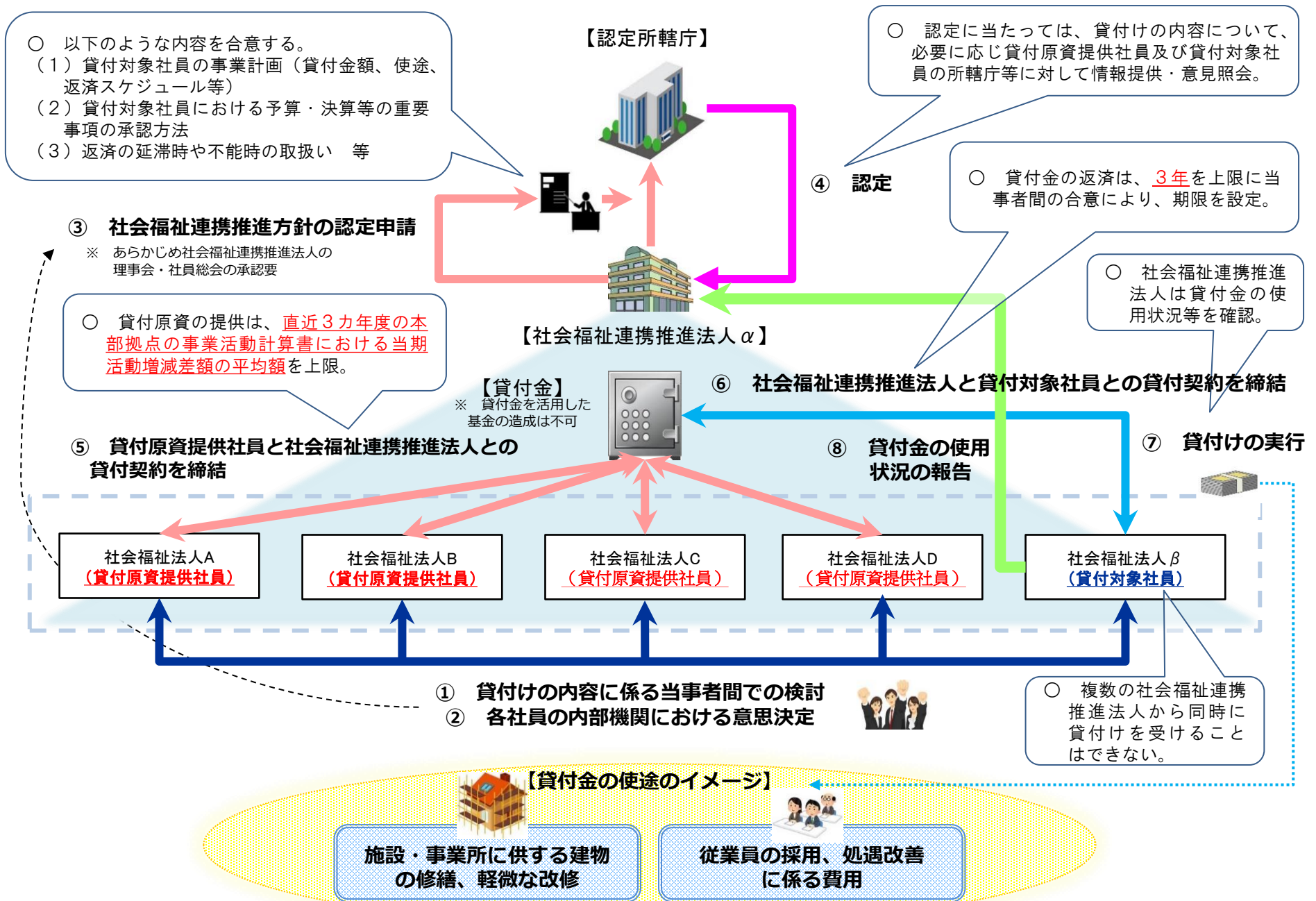
福祉サービス利用者の安心・安全確保、災害時の事業継続の強化に繋がる

(参考) 経営支援業務のイメージ

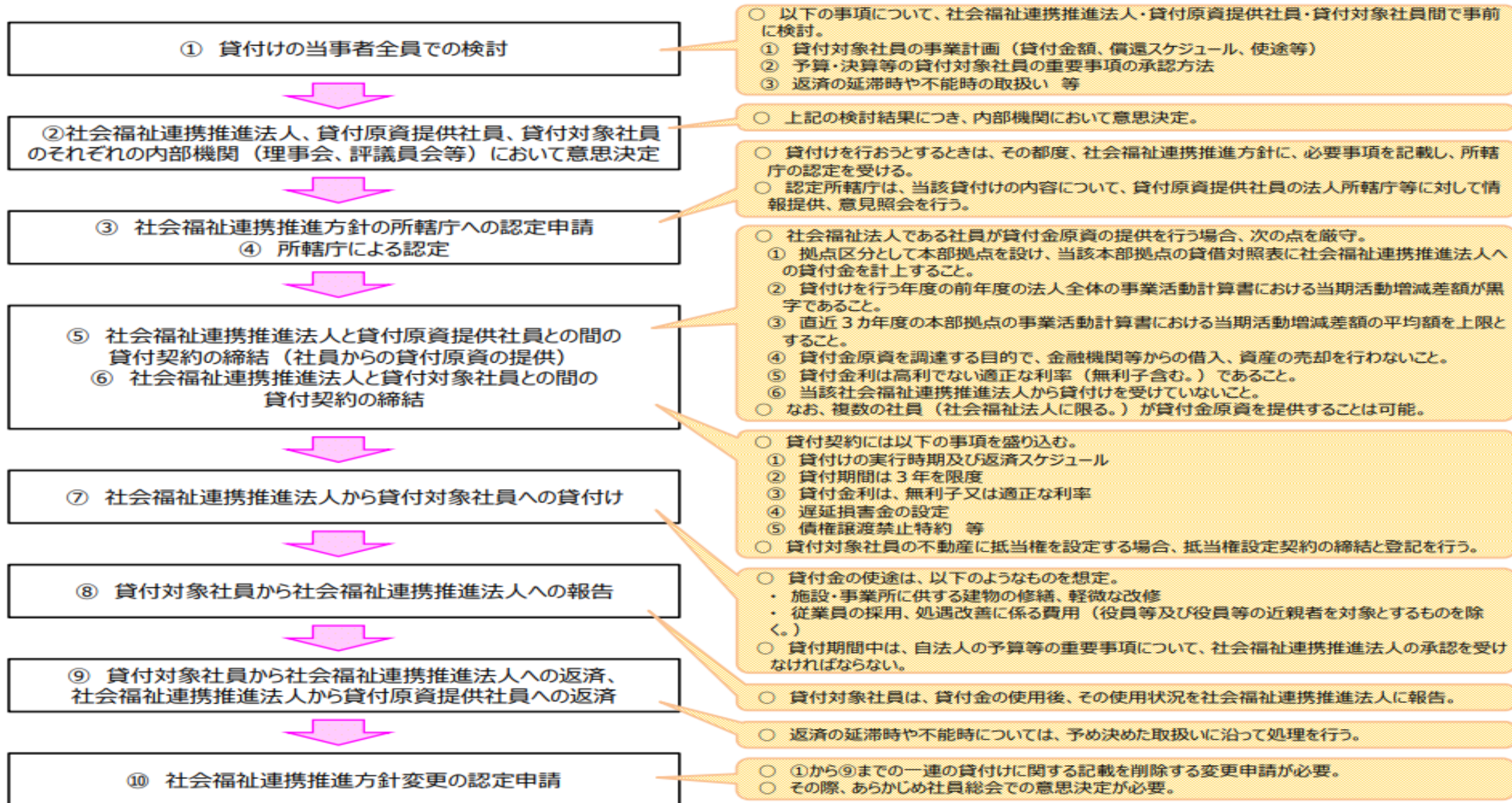
- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
 - ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
 - ・ 社員の財務状況の分析・助言
 - ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
 - ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行
- 等の業務が該当する。



(参考) 社会福祉連携推進法人が行う貸付けの基本スキーム



(参考) 社会福祉連携推進法人による貸付けの手続フロー



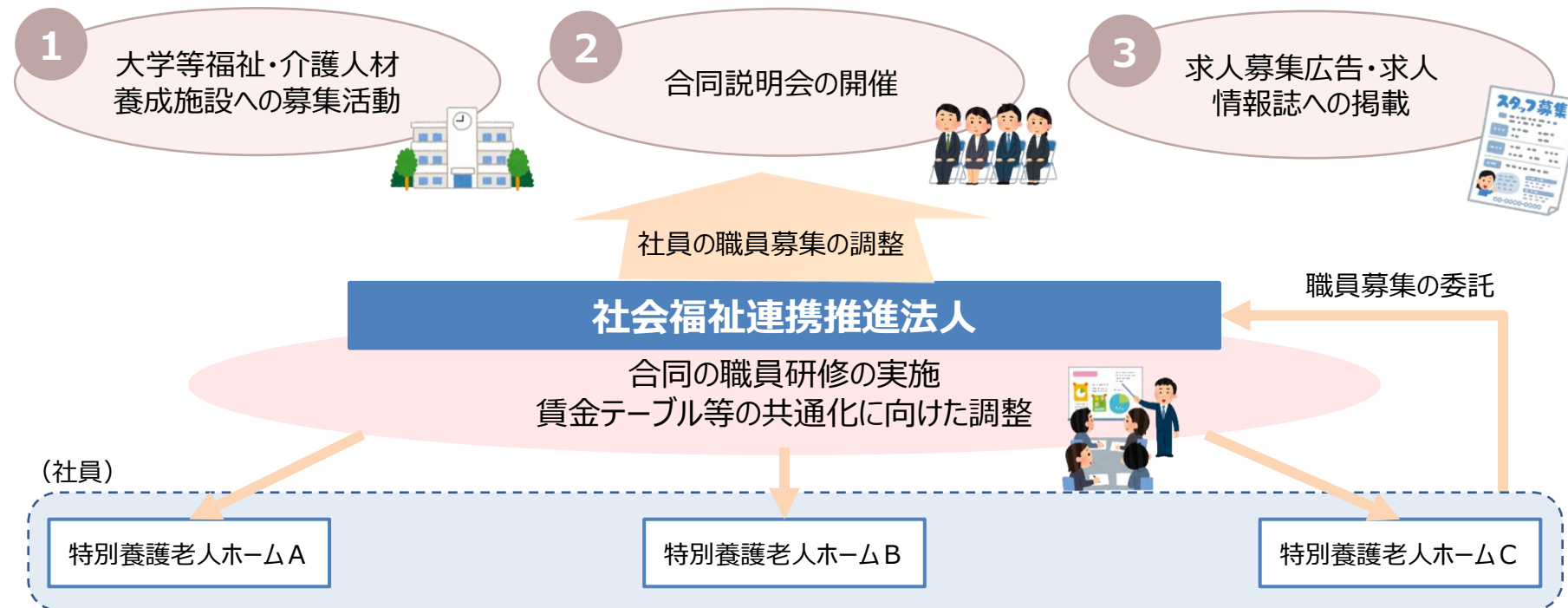
（参考）貸付けについて当事者で合意すべき内容のイメージ

貸付件名	令和〇年〇月〇日の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け	
社員総会における承認日	令和〇年〇月〇日	
貸付対象社員	社会福祉法人〇〇	
貸付原資提供社員	社会福祉法人□□、社会福祉法人△△、社会福祉法人××	
貸付条件	貸付対象社員への貸付総額	〇〇円
	貸付原資提供社員の提供額	社会福祉法人□□：〇〇円 社会福祉法人△△：〇〇円 社会福祉法人××：〇〇円
	返済期限	令和〇年〇月〇日
	返済方法	一括償還
	利率	1.0%
	担保	社会福祉法人〇〇が保有する〇〇県△△市××1-1-1に所在する建物
	延滞時の取扱い	遅延利息14.6%
	貸付金回収不能時の取扱い	貸付金額に応じて各貸付原資提供社員がリスクを負う。
貸付実行予定日	令和〇年〇月〇日	
貸付対象社員における貸付金の用途	社会福祉事業の実施に当たって必要となる施設内のレイアウト変更及び配線工事に必要な費用	
貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。	

(参考) 人材確保等業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修」は、
- ・ 社員合同での採用募集
 - ・ 出向等社員間の人事交流の調整
 - ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
 - ・ 社員の施設における職場体験、現場実習等の調整
 - ・ 社員合同での研修の実施
 - ・ 社員の施設における外国人材の受け入れ支援
- 等の業務(※)が該当する。

※介護職種に係る技能実習の監理団体については、経営支援業務として行う。



学生等求職者への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

(参考) 物資等供給業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、
- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
 - ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
 - ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
 - ・ 社員の施設で提供される給食の供給
- 等の業務が該当する。



設備・物資の大量購入による調達コストの縮減が期待

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
連携・結合の度合	社会福祉連携推進法人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➢ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➢ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➢ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重（連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とすることなどを定款に定めることが望ましい） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 限定なし（活動区域は指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
	（法人レベル）合併 （施設レベル）事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更につながるため合意形成に時間を要する。（合併は年間10件程度） 	（合併） ・社会福祉法人（事業譲渡） ・限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難 	限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

低

連携・結合の度合

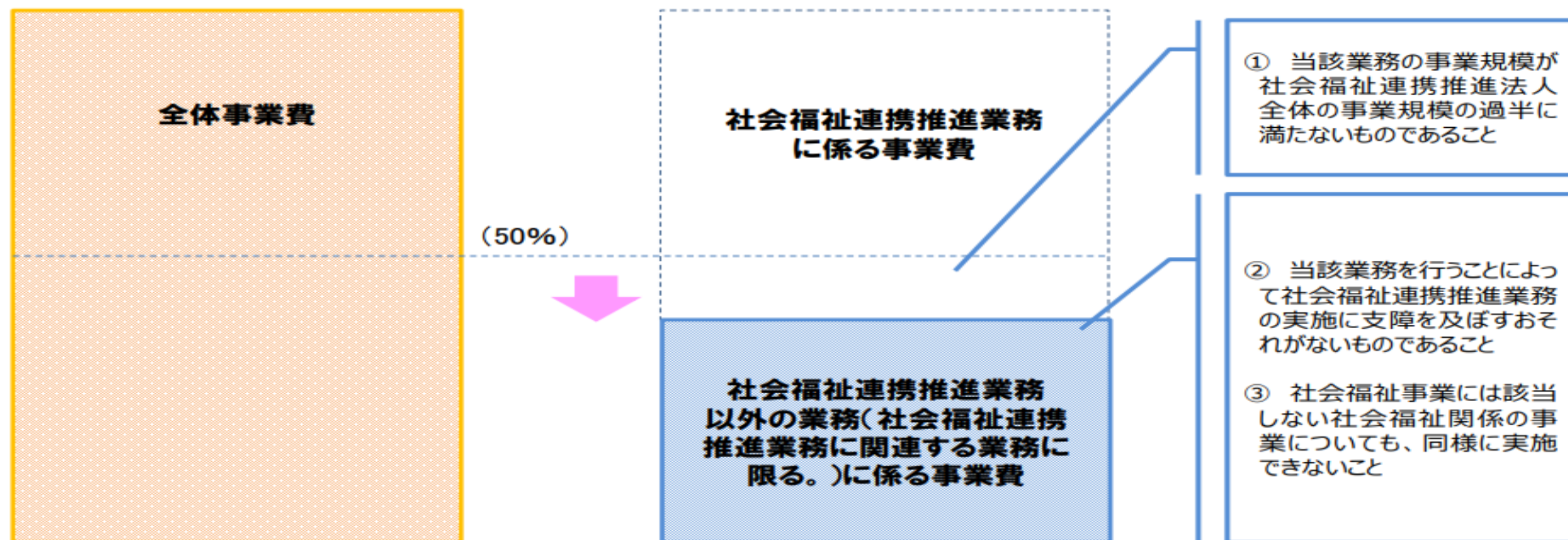
高

(参考) 社会福祉連携推進業務以外の業務について

○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関連する業務を行うことは可能とする。

- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、同様に実施できないこと

※ 対象者を社員の従業員に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。



社会福祉連携推進方針の記載イメージ

社会福祉連携推進法人の名称	社会福祉連携推進法人 ○○会	
社員	社会福祉法人○○、社会福祉法人□□、社会福祉法人△△、 社会福祉法人●●、NPO法人○○	
理念・運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉連携推進業務を通じて、地域住民に安心、安全かつ質の高い福祉サービスの提供を目指す。 2. 福祉・介護人材の育成・確保、定着を目指す。 3. 地域ニーズの変化を踏まえ、地域における福祉サービスを維持・確保していくため、効率的かつ透明性の高い経営の確保を目指す。 	
社会福祉連携推進業務を実施する区域	○○県及び□□県	
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	社員が共同で行う「地域における公益的な取組」の企画・立案、実施に向けた調整業務
	災害時支援業務	実施なし
	経営支援業務	社員の財務状況の分析・助言
	貸付業務	実施なし
	人材確保等業務	社員の人材の合同募集、社員間の人事交流、合同研修の実施等の調整業務
	物資等供給業務	実施なし

※以下は社会福祉連携推進法人が貸付業務を行いたい場合

貸付件名	令和○年○月○日の社員○○に対する○○円の貸付け
貸付対象社員	社会福祉法人○○
貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

社会福祉連携推進法人に期待される役割について

地域共生社会への視点

- 地域共生社会の実現に向け、法人の施設種別を超えた取組を構想



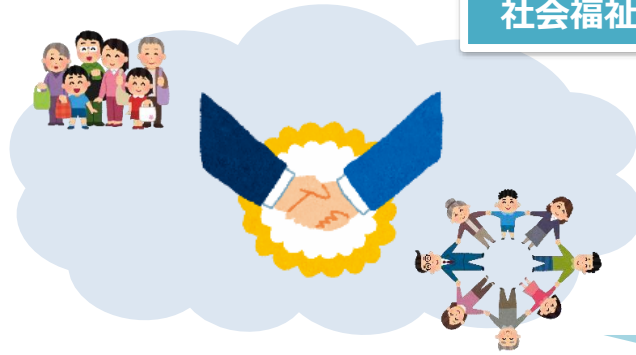
経営基盤強化の必要性

- 人口減少、共同体機能の脆弱化といった地域ニーズの変化に対応し、安定的にサービスを提供するため、法人の持続可能な経営基盤の確保の方策を検討



選択肢のひとつとして

社会福祉連携推進法人の設立

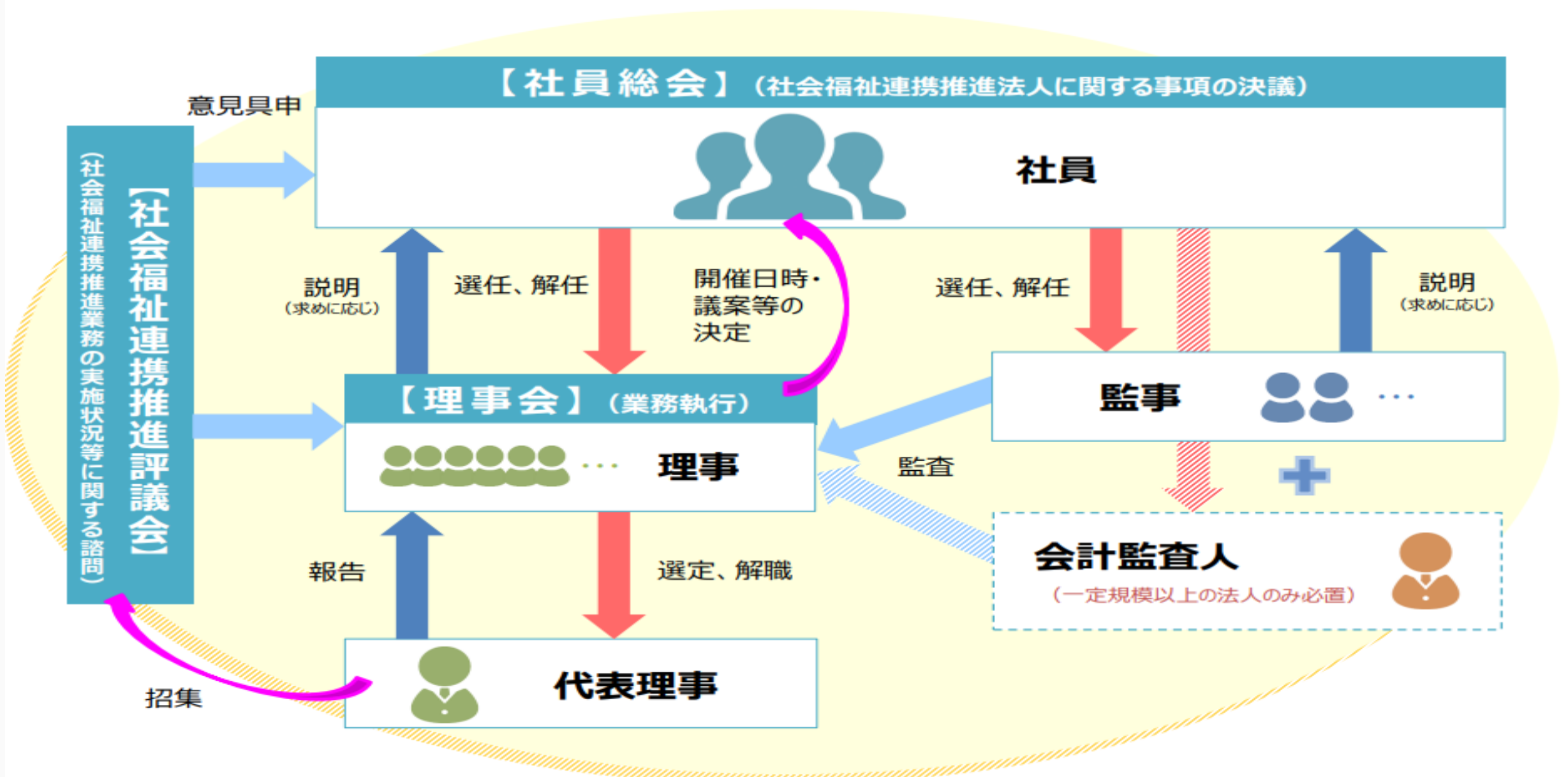


同じ思いを持つ法人同士が連携し、創意工夫のある取組を
できるところから始めて着実に育てる

人口減少等の局面にあっても 未来へと繋がっていく地域づくりのプラットフォームへ

→ 厚生労働省としても、好事例を収集し、関係者の皆様の参考となるよう、積極的な情報発信をしてまいります。

社会福祉連携推進法人の法人ガバナンスルールの全体像



社会福祉連携推進法人における法人ガバナンスルールの概要

	社員総会 (社員)	代表理事	理事会 (理事)	監事・会計監査人		社会福祉連携推進 評議会
位置付け	法人運営に係る重要事項の 議決機関	法人の代表、業務の執行 機関	業務執行の決定、理事の 職務執行の監督機関	理事の職務執行の監査機関		社会福祉連携推進業務の実 施状況等に関する意見具申・ 評価機関
構成員の 資格	社員 (法人)	理事	社会福祉連携推進業務に ついて識見を有する者 等	財務管理について識見を有 する者 等	・公認会計士 ・監査法人	・社会福祉連携推進区域の 福祉の状況の声を反映でき る者を必ず入れる ・業務に応じて、福祉サービ ス利用者団体、経営者団体、 学識有識者等から構成
任期		2年	2年	2年	1年 (社員総会で別段の決議が ない場合自動再任)	4年
構成員の 員数	2以上	1名	6名以上	2名以上	1名以上	定款で定める員数 (3名以上)
理事との 兼務				不可 (一社法第65条第2項)	不可 (会計士法第24条第1項)	不可
親族等特殊 関係者の 制限等			・各理事の親族等の特殊関 係者が3人以内であること ・上記の合計数が理事総数 の1/3を超えていないこと ・同一法人からの理事が理事 の総数の1/3 (社員数 が2の場合は1/2) を 超えないこと	各役員の子親族等特殊関係 者が含まれていないこと	・理事・監事から公認会計 士等の業務以外の業務に より継続的な報酬を受けて いる者又はその配偶者等 でないこと ・監査法人でその社員の半 数以上が上記に該当してい ないこと	
構成員の 選任方法		理事の互選又は社員総会 の決議	社員総会	社員総会	社員総会	理事会で人選し、社員総会 で承認
議決 (意見 聴取) 事項	・社員の除名 ・理事、監事、会計監査人の 選任、解任 ・利益相反取引 ・役員報酬基準の承認 ・定款変更 ・計算書類の承認 等		・社員総会の日時、場所、 議題、議案 ・代表理事の選定・解職 ・重要な財産の処分、譲受 け ・計算書類の承認 等			・事業計画 ・社会福祉連携推進評議 会の構成員の定数変更 等
その他	・社員の過半数は社会福祉 法人 ・議決権の過半数は社会福 祉法人	理事会又は社員総会の決 議で解任可 (一社法第70条第1項、 第90条第3項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	会計監査人については、収 益30億円又は負債60億 円超の場合に必置	意見具申の内容及び理事 会が諮問を行った場合、議 事を社員総会に報告

社会福祉連携推進評議会の位置付け等について

- 社会福祉連携推進評議会については、社会福祉連携推進法人の業務運営に、地域のニーズを的確に反映させるとともに、中立公正な立場から、当該法人が行った事業について、社会福祉連携推進方針に照らして評価を行うことなどを目的として、設置しなければならないこととしている。

1. 社会福祉連携推進評議会の位置付け

- 代表理事の意見具申機関として、代表理事が招集する。

2. 構成員の要件

- 社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず加える。
- 当該社会福祉連携推進法人が行う業務の内容に応じ、例えば、福祉サービスの利用者団体から推薦を受ける者、福祉サービスの経営者団体から推薦を受ける者、学識有識者、介護福祉士・社会福祉士等の職能団体から推薦を受ける者、社会福祉協議会から推薦を受ける者、共同募金会から推薦を受ける者、ボランティア団体から推薦を受ける者、自治会から推薦を受ける者、民生委員・児童委員、福祉・介護人材の養成機関から推薦を受ける者、就労支援機関から推薦を受ける者、商工会議所から推薦を受ける者、地方自治体から推薦を受ける者、その他地域福祉に関して中立公正な立場から意見を述べられる団体から推薦を受ける者又は個人等から構成する。

3. 構成員の員数

- 少なくとも3人以上とし、社会福祉連携推進法人が定款で定める員数とする。

4. 構成員の任免

- 構成員の人選を理事会で決議し、社員総会の承認を受ける。
- 社会福祉連携推進認定の際に、所轄庁において、構成員の選任を確認する。

5. 構成員の任期

- 4年(4年後の定時社員総会の終結のときまで)とし、任期の更新は妨げない(自動更新は不可。定款で4年を短縮することは可。)

6. 社会福祉連携推進評議会の役割

- 社会福祉連携推進評議会は、具体的には、次の3つの役割を担うものとする。
 - ① 社会福祉連携推進法人の事業計画へ地域ニーズを反映するための意見具申(3月)
 - ② 社会福祉連携推進法人の事業報告に関する評価(3月)
 - ③ 社会福祉連携推進評議会の構成員の定数を変更する場合の意見具申(適宜)

- 上記のほか、新規事業の立ち上げ、既存事業の廃止等、法人の事業運営に関して重大な変更を行う場合、必要に応じ理事会の求めに応じて議論を行う。

- 社会福祉連携推進評議会は、その過半数の構成員の賛成により、社員総会において意見を述べる必要があると判断するときは、意見を述べることができる。

※社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進評議会による評価の結果を公表しなければならない。
また、社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。

7. 社員総会への報告

- 意見具申の内容及び理事会が社会福祉連携推進評議会に諮問を行った際の議事は、社員総会に報告すること。

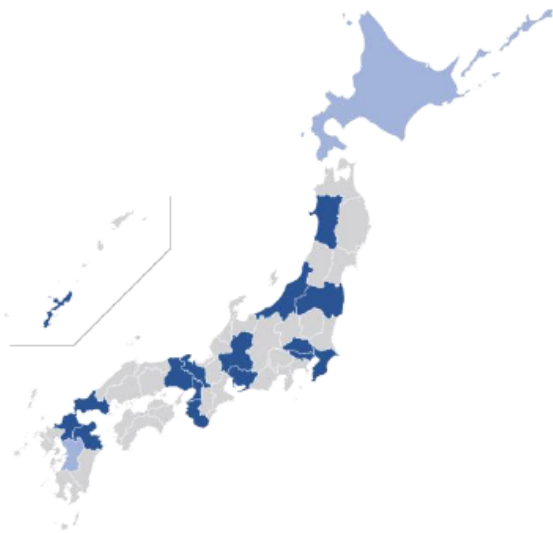
8. 開催頻度

- 上記6の①及び②の議論を行うため、少なくとも年1回以上の開催が必要。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和8年4月現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**38法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



※認定所轄庁が都道府県の場合は青色着色、認定所轄庁が市の場合は水色着色
 (同一都道府県内に複数の社会福祉連携推進法人があり、認定所轄庁が都道府県及び都道府県管内市のいずれもある場合も青色着色)

	社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日		社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日
1	リガーレ	京都府	令和4年5月10日	20	キッズファースト	千葉県千葉市	令和5年10月1日
2	リゾムウェル	大阪府	令和4年6月17日	21	大和会	東京都	令和6年3月26日
3	日の出医療グループ	兵庫県	令和4年8月1日	22	人材育成振興会	大分県	令和6年9月30日
4	光る福祉	千葉県	令和4年10月13日	23	いーまーる	沖縄県	令和6年11月29日
5	一五戸共栄会	東京都	令和4年11月4日	24	WTBASE	東京都	令和6年12月27日
6	あたらしい保育イニシアチブ	和歌山県	令和4年11月11日	25	ありがとう安心サポート協会	東京都	令和7年1月6日
7	青海波グループ	東京都	令和4年12月8日	26	ルピナス	北海道旭川市	令和7年1月9日
8	黎明	岐阜県	令和5年1月27日	27	東日本介保支援協会	福島県	令和7年1月15日
9	園経営支援協会	東京都	令和5年1月30日	28	神戸繋がり会	兵庫県神戸市	令和7年2月20日
10	福岡親和会	福岡県	令和5年2月3日	29	カムカムこうべ	兵庫県神戸市	令和7年3月12日
11	きょうと福祉キャリアサポート	京都府	令和5年2月28日	30	Mirai	大阪府	令和7年3月13日
12	さくらグループ	埼玉県	令和5年3月27日	31	はあとライン	山口県	令和7年7月25日
13	幸輪ホールディングス	福岡県筑後市	令和5年4月1日	32	RooT	大阪府大阪市	令和7年11月14日
14	乳幼児教育ユニティ	新潟県	令和5年4月3日	33	More	福岡県	令和7年11月18日
15	ジョイント&リップル	熊本県熊本市	令和5年5月9日	34	WAKUWAKU	千葉県柏市	令和8年2月5日
16	共創福祉ひだ	岐阜県飛騨市	令和5年6月29日	35	Mazi BASE	京都府	令和8年2月25日
17	みらいグループ	福岡県	令和5年7月11日	36	おごおり福祉連合会	福岡県小郡市	令和8年3月4日
18	秋田圏域社会福祉連携推進会	秋田県	令和5年8月2日	37	湯横圏域会	秋田県	令和8年3月11日
19	となりの	愛知県	令和5年9月19日	38	Alfagiaグループ	東京都	令和8年4月1日

ご清聴

ありがとうございました